HAPIC2026
オンラインセッション

変化する外国人を取り巻く環境とNGO・NPOの役割

～多文化共生社会の形成に向けた「次の一歩」を考える～

2026年1月に関係閣僚会議がとりまとめた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に沿って、各省庁では具体的な施策の検討が進められている。なかでも「日本語・生活学習プログラム」については、これまで地域に委ねられてきた日本語や生活ルールの学習機会を国が責任を持って提供するとされており、自治体や現場を担ってきたNGOの取り組みとどう連携・協働していくのかが注目される。そこで当セションでは、外国人への日本語教育や生活学習に関連して現場で活動するNGOの実践者と、省庁の担当者がともに課題の現状や今後の可能性を議論し、地域における多文化共生社会の形成に向けて求められる官民それぞれの役割について考える。

オンライン開催

定員 120名

スケジュール

1．地域における日本語教育や生活学習の現状について（NGOからの問題提起）
2．政府における「日本語・生活学習プログラム」（仮）の検討状況について（省庁からの情報共有）
3．全登壇者間でのディスカッション

登壇者（登壇順、※はWGメンバー）

(特活)国際活動市民中心CINGA　コーディネーター　新居みどり※
出入国在留管理庁審議官　福原伸子氏
(一社)多文化人材活躍支援センター　代表理事　山路健造※
総務省自治行政局国際室長　西村高則氏
(一財)ダイバーシティ研究所　代表理事　田村太郎※

対象
・NGO　・市民　・学生
・自治体、国際交流協会等
・外国人コミュニティのリーダー
・ボランティア団体のリーダー
・企業、助成財団

12/18 FRI
10:00 - 12:00

担当 山路
janic.tabunka.wg@gmail.com

申込方法　QRコードを読み込みフォームを入力
申込期限　12月15日(火)
その他　ご登録アドレスにZoomURLをお送りします

こちらから▶ HAPIC多文化 お申し込みは

JANIC多文化共生ワーキンググループ

登壇者プロフィール （登壇順）

新居みどり



(特活)国際活動市民中心
CINGAコーディネーター

京都府出身。東京外国語大学多言語多文化教育研究センター、国際移住機関（IOM）コンサルタントを経て、現はNPO法人国際活動市民市民（CINGA）に勤務しています。CINGAでは、自治体支援事業や新規事業の立ち上げを担当。地域では2010年からピナット外国人支援友だちネットで子どもの学習支援教室コーディネーターを担っています。

福原 申子氏



出入国在留管理庁
審議官

1991年法務省入省。入国管理局／出入国在留管理庁や地方局で、外国人登録、出入国・在留審査、難民認定等の業務に従事。警察庁、内閣官房（拉致問題対　策本部事務局）への出向を経験。東京出入国在留管理局羽田空港支局長（2020年）、 同横浜支局長（2022年）、出入国在留管理庁在留管理支援部長（0223年）を経て、2026年4月1日から現職。

山路健造



（一社）多文化人材
活躍支援センター
代表理事

西日本新聞社で7年間、国際交流・多文化共生などを取材し、退職後、JICA海外協力隊としてフィリピンへ派遣。帰国後、タイ人グループ「サワディー佐賀」を設立し、総務省「ふるさとづくり大賞」を受賞。ウクライナ避難民支援の官民連携組織の事務局も担当。2023年、多文化人材活躍支援センターを設立。能登半島地震の支援を機に輪島市へ移住。現在は輪島市社会福祉協議会の生活支援相談員を兼務し、石川県国際化推進委員を務めている。JICA海外協力隊社会還元表彰審査員特別賞も受賞。

西村高則



総務省自治行政局
国際室長

2006年総務省入省。これまでに主に地方行財政の分野に関わるとともに、 他省庁では財務省、内閣官房、自治体では新潟県、三重県、奈良県への　出向を経験。2026年7月から現職。

田村太郎



一般財団法人
ダイバーシティ研究所
代表理事

兵庫県生まれ。阪神･淡路大震災で被災した外国人への支援活動を機に「多文化共生センター」の設立に参加。2007年より「ダイバーシティ研究所」代表として人の多様性に配慮のある組織や地域づくりに取り組む。関係閣僚会議「外国人との共生社会実現のためのロードマップ」(2022)や総務省「多文化共生推進プラン」(2006,2020改訂)に有識者や研究会構成員として策定に携わるほか、数多くの自治体で多文化共生推進プラン等の策定に委員として参画している。

日本語・生活学習プログラム（仮）とは

我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語をはじめ、 日本の風土・文化を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや 制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされている。

他方、外国人が日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られている。また、当該機会に参加するた めのインセンティブが欠如していることが問題となっている。

日本語教育機関の教育の質を担保する仕組みが必要である等の指摘を踏まえ令和６年度から創設された日本語教育機関認定制度の実施等を 通じ、我が国における日本語教育の質の向上を図る。

国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展等を背景として、日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされ ている中、登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材の質的及び量的な確保を図るとともに、その社会的地位の向上を図ることが必要。

（外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策抜粋）